

平成27年4月1日規程第52号

## 国立研究開発法人国立がん研究センターにおける公的研究費の使用に関する行動規範

(目的)

第1条 この行動規範は、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）が果たすべき使命の達成に向けた研究実施における公的研究費の使用に関する規範を定めることを目的として、以下のとおり行動規範を定める。

- 一 私たち国立がん研究センターの職員は、がん克服に関する研究成果を継続的に生み出し、がんの原因及び本態解明を一層進めるとともに、日本人のエビデンスの集積を行い、予防法、革新的がん医療及び標準医療を開発するための研究に真摯に取り組んでまいります。
- 二 私たち国立がん研究センターの職員は、研究の実施にあたって、高度な倫理性・透明性を確保してまいります。
- 三 私たち国立がん研究センターの職員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則・ルールを遵守するとともに、透明性と自律性を確保し、説明責任を果たします。
- 四 私たち国立がん研究センターの職員は、公的研究費は国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、センターの果たすべき使命達成に向け、計画的・効率的・効果的な使用を行ってまいります。
- 五 事務職員は、専門的能力を持って公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して対応します。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。